平成２４年（フ）第１８５号
奈良県橿原市小槻町331番地の12
破産者　サンキューエルト桜井薬店ことミック柏原店こと　余部　吉秀
1　決定年月日　平成25年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
北海道小樽市富岡１丁目27番22号、開始決定時の住所北海道苫小牧市桜木町４丁目９番２号
破産者　鍵谷　康雄
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１１５号
北海道苫小牧市栄町３丁目５番２号
破産者　三枝　和枝（旧姓藤野・白鳥）
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２２４１号
名古屋市北区五反田町212番地の２　タウンハウス楠公園Ｃ－２
破産者　大谷　良夫
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１３０号
愛知県豊明市阿野町坂部39番地１、開始決定時の住所愛知県豊明市沓掛町小廻間16番地179
破産者　木村　一雄
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１１号
名古屋市東区新出来１丁目６番12号　コーポラス葵901号
破産者　橋本　　稔
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０２０号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１県営東浦住宅３街区８棟105号
破産者　奥田　美國
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５１号
大阪府岸和田市池尻町566番地の１
破産者　直　　武司
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
兵庫県加古川市加古川町篠原町156番地の１　107号、従前の住所兵庫県西脇市野村町1304番地
破産者　林　　茂文
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４９２号
兵庫県宝塚市中筋山手１丁目12番18号　エクセルコート中山101号、開始決定時の住所神戸市北区東大池１丁目19番７号
破産者　森田　隆二
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３５８号
広島市東区尾長西２丁目２番20号
破産者　山内　博之
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１３号
開始決定時の住所北海道旭川市末広６条６丁目５番20号
破産者　奥山　瀧男
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６８０号
東京都大田区鵜の木３丁目31番17号、開始決定時の住所横浜市港南区上永谷６丁目16番19号
破産者　神谷　　剛
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１６号
横浜市栄区庄戸２丁目14番７号
破産者　石田　茂生
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８１号
神奈川県小田原市寿町３丁目14番６号
破産者　菊地　正司
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９９号
新潟県新発田市上今泉甲428番地
破産者　布施　揮真
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第４０５号
奈良県生駒市小明町2123番地７
破産者　小林　豊明
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所